

桑の実鶴見保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 桑の実会
事業者の所在地	埼玉県所沢市狭山ヶ丘6-2835-2
事業者の電話番号・FAX	Tel:04-2921-1160 Fax:04-2921-1161
代表者氏名	理事長 濱野 賢一
定款の目的に定めた事業	第一種社会福祉事業・特別養護老人ホーム経営・軽費老人ホーム経営 第二種社会福祉事業・保育園

2 施設の概要

種別	保育所					
名称	桑の実鶴見保育園					
所在地	横浜市鶴見区鶴見中央1-28-2					
電話番号・FAX	電話 045-642-3737 FAX. 045-642-3030					
施設長氏名	園長 酒井 留美子					
開設年月日	平成24年4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3人	8人	10人	13人	13人	13人
取扱う保育事業	延長保育					
事業所番号	14 10051 016160					

3 施設・設備の概要 ※別添可

敷地面積		658.68㎡	
園舎	構造	鉄骨造 3階建て 延床面積478.33㎡	
	延床面積	478.33㎡	
施設設備の 数と面積	乳児室	0・1歳児室	50.34㎡
	ほふく室	室	㎡
	幼児室	2・3・4・5歳児室	120.86㎡
	遊戯室	室	㎡
	調理室	室	20.33㎡
	調乳室	室	2.59㎡
	幼児用トイレ	個	㎡
	医務室	室	㎡
	事務室	室	14.47㎡
	子育て支援室		9.31㎡
	□ □		
設備の種類		冷暖房 ・ 床暖房	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場 97.37㎡ （代替場所 中町公園）他	

園舎平面図 ※別添可

4 施設の目的、運営方針

目的	児童福祉法・子ども子育て支援法・その他関係法令に則り、保育所保育指針及び保育課程に沿い、保育を必要とする通所保育園
運営方針	<p>保育理念：その子らしさとその人らしさを求めて</p> <p>保育目標：友だちと元気に遊び 考える力・豊かな心を育てる</p> <p>保育方針：1. つよいからだと優しい心、自分のことは自分でしよう</p> <p>2. ルールをまもり、元気に挨拶</p> <p>3. みんないっしょ、なかよしなかま</p>

5 職員体制

施設長	1人（資格：保育士資格）
保育士	21人（常勤：11人、非常勤：10人）
調理師（栄養士除く）	3人（常勤：1人、非常勤：2人）
看護師	0人（常勤：0人、非常勤：0人）
管理栄養士・栄養士	2人（常勤：2人、非常勤：0人）
事務員	1人（常勤：1人、非常勤：0人）
その他（保育補助）	0人（常勤：0人、非常勤：0人）

6 保育・教育を提供する日

開所日	4月1日～3月31日
休所日	日曜・祝日 12月29日～1月3日

7 保育・教育を提供する時間（1）開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後8時00分まで
土曜日	午前7時00分から午後6時00分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11 時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (11 時間)	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
土曜日の保育時間 (11 時間)	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで
延長保育時間	朝：午前 7 時 00 分から午前 7 時 30 分まで 夕：午後 6 時 30 分から午後 8 時 00 分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間 (8 時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (8 時間)	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
土曜日の保育時間 (8 時間)	午前 7 時 00 分から午後 3 時 00 分まで
延長保育時間	朝：午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分まで 夕：午後 4 時 30 分から午後 8 時 00 分まで

8 利用料金

利用料 (利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	30 分あたり 850 円
主食費	月額 2,200 円
副食費	月額 4,500 円
間食・夕食に関する料金	間食：月額 2,500 円 夕食：月額 7,500 円
その他別表に定める料金	園外保育に係る交通費・施設利用料実費
	交通費・食費実費

9 支払方法

口座振替払、現金払等の支払
支払期日 毎月 28 日口座引き落とし

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

< 毎日の保育・教育の流れ（例） >

時間	乳児	幼児
7:00 7:30	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓
8:30 9:00	保育短時間（8時間）開始 順次登園 おやつ 設定保育	保育短時間（8時間）開始 順次登園 設定保育 ↓
10:00 10:50	↓ 離乳食・給食 (年齢によって前後します)	↓
11:00		給食 (年齢によって前後します)
12:00	午睡 (年齢によって前後します)	
12:30 14:45 15:00		お昼寝 (年齢によって前後します) 午睡明け おやつ
16:00	順次降園	順次降園
16:30	保育短時間終了	保育短時間終了
18:30 20:00	保育標準時間終了 閉園	保育標準時間終了 閉園

お散歩のコース

近隣にある公園(中町、東口駅前、神社、鯉ヶ渚等)、地域ケアプラザなどにお散歩に行きます。

< 保育計画（年間） >

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	甘えや要求を十分に受け止め、保育者と信頼関係を築きながら、情緒の安定を図る。甘えを十分に受け止められることで、自分の気持ちや要求を表せるようにする。個々の生活リズムを大切にしながら、よく食べ、よく遊び、よく眠る環境を整える。一人ひとりの発達に合わせた離乳の完成、歩行の自立、豊かな感情や発語を育む。家庭との連絡を密に取りながら保護者との信頼関係を築いていく。
1 歳 児	保育者との安定した信頼関係の中で好きな遊びを見つけ十分に楽しむ。自分のしてほしい気持ちを出せるようにする。遊びを通して友だちに関心を持ち関わる楽しさを知る。身の回りの生活習慣に関心を持ち自分でやってみようとする。
2 歳 児	安心した保育者との関わりの中で簡単な身の回りの事を自分でしようとする。相手の気持ちを考えたり、思い通りにならないことを知り自己統制力を育てる。体を動かして、保育者や友達と遊ぶ楽しさを経験する。
3 歳 児	生活の流れや基本的な生活の仕方がわかり、身の回りの事を自分でしようとする。友達と一緒に過ごす楽しさを知る。身近な環境に親しみ様々な事に興味や関心を持つ。全身を使った色々な遊びを体験し、体を動かす楽しさを知る。思ったことや感じた事を様々な方法で表現する。
4 歳 児	健康で安全な生活に必要な生活習慣を身につけ、体を動かして遊ぶ楽しさを味わう。思いやりや譲り合う心を育て、集団生活での活動を楽しむ。身近な自然を通して面白さや不思議さに気づき、友だちと共感する。様々な経験を通して自己肯定感や自信を育む。感性が豊かになり、我慢することや相手の気持ちに気づけるようにする。
5 歳 児	健康で安全な生活や基本的な習慣や態度を身につけその訳を理解して行動する。考えた事や体験したことを相手に伝える喜びと相手の話を聞き共感する楽しさを知る。仲間と関わり合いを深め、協力し合う大切さを知り、思いやりの心を持つ。様々な遊びを経験し、体を動かす事を楽しむ。自然や身近な事象に興味・関心を深め、好奇心・探究心を発揮し、感性を豊かにする。 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 ①健康な心と体 ②自立心 ③共同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重 ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現
そ の 他 (年 間 行 事)	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の保育の延長としての取り組みを行う。 ・年齢、季節等を考慮し取り組み方は適宜に行う。 ・保護者に参加して頂く事で、子どもの嬉しい気持ちや、安定を図る。・保護者に参加して頂く事で保育の理解を得る。

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	ひ よ こ 組
1 歳 児	り す 組
2 歳 児	う さ ぎ 組
3 歳 児	ぱ ん だ 組
4 歳 児	き り ん 組
5 歳 児	ぞ う 組

11 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	朝おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(950kcal) 50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児		○	○	○	(1,275kcal) 45%
4歳児		○	○	○	
5歳児		○	○	○	

<給食の提供にあたって>

<p>○自園調理 (離乳食・給食・おやつ・夕間食・夕食・行事食等)</p> <p>○献立表 (離乳食・給食・夕間食・夕食)</p> <p>○食育の取組 (行事食・調理保育・魚の解体・保育参観 等)</p>
--

<アレルギー対応について>

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、桑の実鶴見保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- アレルギー対応
- 医師からの除去依頼書 ⇒ 半年ごとの見直し
- 除去食・代替えの提供 など

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- 児童票（住所・電話・家族構成・保護者の緊急連絡先・生育歴
- 生活調査表（予防接種等）・本人写真・送迎者写真
- 着替え一式・コップ・汚れ物を入れるビニール袋
- 敷布団カバー・毛布・タオルケット・エプロン・教材一式（年齢別）
- 通園リュック（幼児）など

(2) 毎日持参いただくもの

- ・エプロン・口拭きタオル・着替え一式
- ・コップ・ビニール袋・通園リュック（幼児）シール帳（幼児） など

(3) 服装について

- 動きやすく、脱ぎ着しやすい服装
- 紐やフード、スカートつきズボンなどのひっかけやすい服は避けるようにして下さい。
- T シャツ、トレーナー、ズボン など
 - ・体操・ダンス・リズム運動・プール・行事（運動会・なかよし会）
 - ・園外保育等、服装に指定があるときがあります。

(4) その他ご用意いただくもの

- 体操教室・ダンス ⇒ 上履き（幼児） ○プール用具一式（5歳児）
- 沐浴、水遊び、用具一式（夏期）

13 登園・降園について（1）登園にあたっては、次の点に留意してください。

- カードは玄関に入る前に保護者が必ず切ってください。
- 9時からの朝の会に支度を終えて、間に合うように登園しましょう。9時までに登園できない場合はご連絡下さい。（行事等で8：45までの登園のご協力をお願いする場合があります。）
- 登園時37.5℃の熱の場合は、家庭保育をお願いします。
- 感染症の怖れのある場合、受診をしてから登園をお願いする時があります。
- 登園時、手洗い、うがいを保護者の方と一緒にいき視診を受診下さい。
- 視診時ご家庭の様子をお伝え下さい。（健康状態・怪我・心理状態等）
- 視診時検温をする時があります。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- 降園のお迎え時間、お迎えの方の変更の場合事前にご連絡下さい。
- 引き渡し後のお子さんだけの行動はお止め下さい。
- エレベーターにお子さんだけの昇降は危険ですのでお止め下さい。
- 引き渡し時のお子さんの保育園での様子をお伝えします。
- 1日のクラス活動は、るくみーアプリでご確認ください。

14 保育園と保護者との連携について

保育は保護者と共に子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして、保育を行います。心配な事、分からない事はいつでも職員にお尋ねください。

- 連絡帳
- 園便り
- クラス便り
- 個人面談 など

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	⇒	全園児	年2回
歯科健診	⇒	全園児	年2回
視聴覚健診	⇒	3歳児	年1回
尿検査	⇒	3・4・5歳児	年1回 等

(2) 健康管理、病気のときの対応

- 登降園時保護者の方の、手消毒やマスク着用をお願いする時があります。
- 保護者の方が、感染症の場合の送迎は保育園にご相談下さい。
- 体温測定 ⇒ 年齢に応じて適時行います。
- 毎月身体測定を行い、測定値をお知らせします。
- 発熱時の対応 ⇒ 37.5℃を目安に保護者にご連絡します。(個人別対応)
- 体調不良時 ⇒ 下痢や嘔吐が続いたり、普段と様子が違う場合保護者にご連絡します。また、感染症の症状がある場合は蔓延を防ぐ為にも受診をお願いします。
- 予防接種後の登園はできません。
- 外遊びができないときはできるだけ家庭保育をお願いします。
- 「登園許可証」 ⇒ 感染症等に罹った場合「医師」又は「保護者」記入の登園許可証が必要です。
- 園での与薬 ⇒ 原則的に与薬は行いません。ただし、医師が必要と判断した慢性疾患については、医師の「指示書」「保護者の依頼書」「一回分の薬」はお預かります。事前に保育園にご相談下さい。
- 保育中の事故や怪我等で、受診の必要な場合は保護者と連絡を取り、保護者の意向確認をしながら受診をいたします。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又は蔓延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- 園での予防対策 ⇒ 登園時の手洗いうがい、手消毒、接触感染予防
- 園内外の消毒
- 貸布団 ⇒ 抗菌敷き布団
- 発生した場合 ⇒ 掲示 など

17 障害児保育について

- 障害児保育を実施する場合の方針 ⇒ 事前に面談を行い、「その子」にとって望ましい環境を提供する。保護者と相談し、障害の状況により、実年齢でない保育を提供する時がある。必要があれば、保育士の加算を鶴見区こども家庭支援課と相談し保護者の承諾を得る。また、横浜市東部療育センター・横浜市総合リハビリセンター・横浜市特別支援教育総合センター・横浜市中央児童相談所・関係機関病院等と連絡、情報の共有を図り、より良い発達を促せるようにする。
- 留意点 ⇒ 保護者と常に連絡を密に取り合うことで、保護者が安心して預けられるようにする。他児の関わりも大切にしていくと共に他児が障害に対する偏見を持つことが無い様保育をします。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

○医療的ケアが必要な児童を保育する場合の留意点 ⇒ 保護者との連携を取りながら、受診の必要な場合は保護者の意向確認をしながら受診する。
個別対応が必要な場合は個別対応の体制を整える。

19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	石井小児科・心臓小児科
医 院 長 名	石井 正浩
所 在 地	横浜市鶴見区鶴見中央1-19-4 メディカルプラザD鶴見3階
電 話 番 号	045-500-1020

20 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	森田歯科医院
医 院 長 名	森田 智樹
所 在 地	横浜市鶴見区鶴見中央5-2-4
電 話 番 号	045-501-2356

21 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	横浜市立鶴見小学校
広域避難場所	総持寺
その他	

22 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	鶴見警察署 電話 1 1 0
消防署	鶴見消防署 電話 1 1 9
児童相談所	横浜市中心児童相談所 電話 045-260-6510

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	酒井 留美子
消防計画届出年月日	鶴見消防署 平成24年10月 1日
避難訓練	避難訓練の内容：消防署通報訓練・初期消火・火災、地震避難（二次避難）・広域避難場所移動訓練・引き取り訓練・不審者侵入回数：毎月最低1回
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	身体財物共通
保険金額	10億円

25 業務の質の評価について

保育園の自己評価	実施方法：職務別自己評価・クラス評価、 保育園自己評価を実施 公表方法：園内掲示
外部評価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：5年に1回 公表先：ホームページ等公開

26 苦情相談窓口 要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 鈴木 美穂子 電話番号 045-642-3737	
相談・苦情解決責任者	氏名 酒井 留美子 電話番号 045-642-3737	
第三者委員	中西 英一	電話番号 045-501-3021
		役職：鶴見中央地区民生委員児童協議会主任児童委員
	小林 ゆきゑ	電話番号 080-9973-8400
		役職：元認可保育所 園長

受付方法：例) 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

27 連携施設

連携施設の種類	小規模保育事業
名称	桑の実馬場保育園（横浜市鶴見区馬場1-1434-25）
名称	ひだまりの保育園（横浜市鶴見区鶴見中央4-7-15-1F）
連携協力の概要	保育内容(行事等)支援、・健診・三歳児入園特別枠・職員研修

28 地域の育児支援について

<ul style="list-style-type: none">○横浜市鶴見区子育て支援○育児相談○給食、離乳食試食○園庭開放・年齢別クラス交流○行事参加 実施など
--

29 その他保護者に説明すべき事項

○入園時、園児、送迎者の写真を入園時お預かりします。

○年間行事計画により、保護者参加があります。

- 全体職員会議、行事、大掃除、新年度準備等で家庭保育をお願いする場合があります。
- 住所、勤務変更がある時は、速やかにご連絡ください。
- 大雨、強風、台風、雪等で交通機関に乱れが生じる恐れがある場合、無理な登園は控え、また早めのお迎えをお願いする時があります。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面にて重要事項の説明を行いました。

保育園名：桑の実鶴見保育園

所在地：横浜市鶴見区鶴見中央1-28-2

説明者職名：施設長 氏名 酒井 留美子

私は、書面にて桑の実鶴見保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印（署名でも可）

児童から見た続柄：